

# (参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年3月15日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村 <sup>※1</sup>	—	
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 <sup>※2</sup>	
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		
	原本木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原本木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、葛川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
雑穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)	—
	大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達崎村の区域に限る。)、大玉村(旧玉野井村の区域に限る。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち清ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物41種 <sup>※4</sup>	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 <sup>※5</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	6市10町4村 <sup>※6</sup>
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、葛川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

\*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字六曲川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

\*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、内川村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

\*3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び字下馬塚、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字六曲川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内有林福島森林管理署2004林班から2087林班までの2088林班の一部、2089林班から2091林班までの2099林班及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(波利、小倉寺及び前向台を除く。)、旧平田村、旧庭塙村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川町、旧水原村及び旧立子山村の区域に限る。)、伊達市(日暮町(月館町月館(開ノ下、松橋川原、川向及び銀ノ腰に限る。)及び日暮町御代町(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)に限る。)、旧掛田町(墨山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所沢(明内田、久保田、田仲内、西藤山、音ノ町、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町柱田(扶田、平、宮之内、前田、福島寺、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧塙本村(梁川町大門(寺詔、清水沢、松平、久保、楳塙、里ヶキ、山ノ口、日光沢、笠井及び上ノ谷に限る。)、旧石井村、旧上保原村、旧雪山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧塙合村の区域に限る。)、只見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、いわき市(山木屋の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。))

\*4 アイナメ、アカガレイ、アカシラミ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメカリ、ウミタナゴ、エゾソイアイナメ、キツネメハヒ、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケウドウラ、スズキ、ナガサク、ニベ、スマガレイ、バハガレイ、ヒガシフグ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マガレイ、マゴチ、マダラ、マツカバ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、サヨリ

\*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

\*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、内川村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年3月15日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
穀類	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	ソバ	盛岡市(旧洪民村の区域に限る。)及び一関市(旧大原町の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、奥州市(旧衣川村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
穀類	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	ソバ	栗原市(旧金成村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバを除く。)、大崎市(旧一栗村の区域に限る。)
水産物	ヒガニフグ	宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、利根町、東海村、美浦村

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成25年3月15日 現在)

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしゅう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	永野川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

## ( 參考資料 2 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成25年3月15日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年3月15日現在

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年3月15日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：十和田市、鹿上町 H24.10.30～：青森市
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋町灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町根室岬灯台の正南の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
たけのこ	原木(きうち) (露地栽培)	H24.5.31～：一関市、黒川市 H24.11.2～：一関市、奥州市
		H24.4.13～：陸前高田市、住田町
野菜類	原木しいたけ (露地栽培)	H24.4.25～：一関市、紫石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～：盛岡市
	原木なめこ (露地栽培)	H24.10.18～：大船渡市、紫石市 H24.10.23～：陸前高田市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.11～：一關市、陸前高田市、平泉町 H24.10.18～：紫石市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：道の駅
	こしあぶら	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：紫石市
野菜類	せり(野生のものに限る。)	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.20～：奥州市、花巻市 H24.5.18～：一關市、奥州市 H24.5.18～：住田町
	せんまい	H24.5.18～：一關市、奥州市 H24.5.18～：住田町
野菜類	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～：一關市、奥州市、陸前高田市
	雜穀	大豆 H25.1.4～H25.2.4一部解除：一關市 (旧藤崎水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
野菜類	ソバ	H24.11.13～H24.12.12一部解除：奥州市 (旧藤崎村の区域に限る。) ... 一關市 (旧太源町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上半部宮城県西磐井郡の正東の線、我が国特徴的の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上半部宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.7解除：最大高潮時海岸線上半部宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(稚稚を除く。)	H24.5.8～：鶴井川 (支流を含む。) 及び妙砂川 (支流を含む。)
	ウグイ	H24.5.10～：岸手川の内川 (支流を含む。) 及び阿闍隈川の北上川のうち四十町ダムの下流 (支流を含む。) ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田代ダムの上流、氣仙川 (支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：金城市 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	クマの肉	H24.9.10～：金城
肉	シカの肉	H24.7.28～：金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22～：金城
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.5.29～：栗原市
		H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸石町 H24.3.15～：尾王町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：登米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、大和町、富谷町 H24.5.10～：七ヶ所町 H24.5.18～：大利根町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市、大崎市 (ささてつごこみ)
	こしあぶら	H24.5.9～：栗原市 H24.5.9～：大崎市、南三陸町 H24.5.11～：栗原市、七ヶ所町 H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町
野菜類	せんまい	H24.5.17～：大崎町
	雜穀	大豆 H25.1.4～H25.3.15一部解除：栗原市 (旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
野菜類	ソバ	H24.11.16～H25.1.1一部解除：栗原市 (旧成瀬村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
	大根	H24.12.14～：大崎町 (旧一ノ郷村の区域に限る。)
水産物	クロダイ	H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社度海岸最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	スズキ	H24.11.8～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社度海岸最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社度海岸最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.20～H24.8.30解除：マダラ (県の重慶が「キヨラム」以上のもの)
水産物	ヒガングフ	H24.5.8～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社度海岸最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヤマメ(稚稚を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川 (支流を含む。) ただし、七ヶ所ダムの上流を除く。
水産物	イワナ(稚稚を除く。)	H24.5.14～：大舟川 (三陸の重慶が「キヨラム」以上のもの)
	ウグイ	H24.8.22～：一関のうらねだダムの上流 (支流を含む。) 及び新潟川のうらねだダムの上流 (支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.7.28～H23.8.16一部解除：金城、角田市、丸森町、石巻市、大和町、富谷町、七ヶ所町、大利根町 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イシジの肉	H24.6.22～：角田市、丸森町、石巻市 (上記地名を除く。)
	クマの肉	H24.6.25～：金城
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.8.10～：金城
茨城県		出荷制限
原乳		H23.3.23～4.10解除：全域
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除：全城 (下記の地名を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市
	カキナ ハセリ	H23.3.23～4.17解除：全城
野菜類	タケノコ	H24.4.5～：栗原市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石岡市、龍ケ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～：ひとなか市、鉾田市、境川市、大利根町
		H24.4.26～：北茨城市、大利根町
野菜類	原木シタケ (露地栽培)	H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～：茨城町、阿見町
	原木シタケ (施設栽培)	H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市
野菜類	こしあぶら	H23.10.14～：土浦市、鉾田市
	イシガレイ	H24.7.5～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スキ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロハリル 二べ	H24.4.13～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	マダラ	H24.4.17～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.4.21～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	コモンカスベ	H24.6.1～：最大高潮時海岸線上宮城西磐井郡の正東の線、我が国特徴的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城千葉県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメイカナマ(稚稚を除く。)	H24.4.17～：勝田市、北条市及び外洋漁港等に至る線の沿岸に流入する河川及び利根川利根川 (支流を含む。)
水産物	ギンザ ウナギ	H24.4.17～：勝田市、北条市及び外洋漁港等に至る線の沿岸に流入する河川及び利根川利根川 (支流を含む。)
	イシジの肉	H23.12.2～H23.23一部解除：金城 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシジの肉を除く。)
福島県		出荷制限
肉	クマの肉	H23.8.2～：以下地名以外
		H23.8.2～10.18解除：古川市、荒川市、坂東市、八千代町、猪苗代町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.3解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.3.30解除：石岡市、猪苗町、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市
茶		

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成25年3月15日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.27解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、塙子町、那珂川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.9~: 天栄市 H24.8.15~: 鹿沼市 H24.8.20~: 大田原市 H24.10.10~: 塙谷町 H24.10.12~: 那須塩原市 H24.5.1~: 那須塩原市、那珂川町 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 天栄市 H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀郡、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.12~: 大田原市、日光市、塙子町 H24.4.13~: 栃木市、壬生町	
タケノコ	H24.2.15~: 天栄市 H24.4.10~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.12~: 足利市、那須市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 栃木市、壬生町	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 足利市、那須市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.12~: 大田原市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 芳賀町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.5.29~: さくら市 H24.8.4~: 鹿沼市 H24.6.28~: 壬生町 H24.1.29~: 日光市 H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市	
野菜類	H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、荒井町、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、高根沢町 H24.11.5~: 宇都宮市 H24.11.6~: 塙谷町	
	H24.1.15~: 天栄市 H24.1.17~: さくら市	
	H24.1.18~: 全域	
	H24.1.19~: 那須塩原市、日光市	
	H24.10.4~: 大田原市、那須町 H24.10.6~: 塙谷町 H24.10.25~: 佐野市 H24.11.2~: 鹿沼市 H24.11.8~: 千牛町 H24.11.12~: 那珂川町 H24.11.19~: 那須烏山市 H24.2.11~: 大田原市	
	{すべてにつごみ}(野生のものに限る。) H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.5.2~: 那須塩原市 H24.5.1~: 大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7~: 鹿沼市、白光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.5.18~: さくら市(野生のものに限る。)	
	こあぶら(野生のものに限る。) H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.5.2~: 市貝町 H24.5.2~: 市貝町	
	さんしょ(野生のものに限る。) H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市 H24.5.17~: 目光市、那須町(野生のものに限る。)	
	せんまい(野生のものに限る。) H24.4.27~: 大田原市、矢板市	
	たらのめ(野生のものに限る。) H24.5.1~: 那須塩原市、市貝町 H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.5.14~: 那須塩原市、那須町	
	わらび(野生のものに限る。) H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.5.14~: 那須塩原市、那須町 クリ H24.5.18~: 大田原市	
水産物	H24.8.10~: 鹿沼市(那須川のうち日光市足尾町内の区間)、宇都宮市(那須川のうち日光市足尾町内の区間)支流を含む。ただし、東中川との合流点から下流の部分に限る。 H24.8.10~: 木崎町(那須川支流を含む。) H24.8.20~: 鹿沼市(那須川のうち日光市足尾町内の区間)支流を含む。) ウグイ(稚魚を除く。) H24.5.7~H24.5.28解除: 鹿沼川(支流を含む。ただし、鹿井川及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.5.28解除: 鹿沼川(支流を含む。) H24.5.30~H24.5.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び(栃木県内の那珂川のうち草古川以上の合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。))	
肉	H23.8.2~H23.8.25~部解禁: 金城(奥の定める出荷: 排査方針に基づき管理される生を除く。) H23.12.2~H23.12.5~部解禁: 金城(奥の定める出荷: 排査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2~: 金城	
その他	茶 H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.48解除: 全域	
カキナ	H23.3.21~4.48解除: 全域	
農産物	H24.9.25~: 沼田市、西吾妻町、塙村 H24.10.10~: 高崎市 H24.11.2~: 佐野市 H24.10.25~: 鹿沼市 H24.11.2~: みなかみ町	
キノコ類(野生のものに限る。)		
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。) H24.8.20~: 木崎町(那須川支流を含む。) イワナ(稚魚を除く。) H24.8.20~: 鹿沼市(那須川のうち日光市足尾町内の区間)支流を含む。) ウグイ(稚魚を除く。) H24.5.7~H24.5.28解除: 鹿沼川(支流を含む。ただし、鹿井川及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.5.28解除: 鹿沼川(支流を含む。)及び(栃木県内の那珂川のうち草古川以上の合流点の上流(支流を含む。)及び(栃木県内の那珂川のうち日光市足尾町内の区間)支流を含む。))	
肉	牛の肉 H23.8.2~H23.8.25~部解禁: 金城(奥の定める出荷: 排査方針に基づき管理される生を除く。) H23.12.2~H23.12.5~部解禁: 金城(奥の定める出荷: 排査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2~: 金城	
その他	茶 H23.8.2~: 鹿沼市、大田原市	
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.16~: 桐生市、新郷町 H24.1.28~: 上毛が丘町 H24.11.5~: 鎌山町	
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。) H24.4.27~H24.5.1解除: 鹿沼川(支流を含む。) イワナ(稚魚を除く。) H24.8.8~: 葛西川のうち鳩ヶ島から東京電力株式会社佐久発電所葛西川取水施設までの区間(支流を含む。)及び(川(支流を含む。))	
肉	イノシシの肉 H24.9.10~: 金城 シカの肉 H24.11.4~: 金城 ヤマドリの肉 H25.1.23~: 金城	
その他	茶 H23.8.30~H24.5.28解除: 桐生市	
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.16~: 桐生市、新郷町 H24.1.28~: 上毛が丘町 H24.11.5~: 鎌山町	
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ H23.4.4~4.22解除: 旭川、香取市、多古町 シンギョウ、チングンサイ、サンチュ H23.4.4~4.22解除: 鹿嶺市 バセリーナ H23.4.4~4.22解除: 鹿嶺市	
水産物	タケノコ H24.4.5~: 市原市、木更津市 H24.4.6~: 富士見市、鎌ヶ谷市 H24.4.11~: 相模原市、八王子市 H24.4.12~: 鎌ヶ谷市 H24.4.19~: 七浦市	
肉	イノシシの肉 H24.9.10~: 金城 クマの肉 H24.9.10~: 金城 シカの肉 H24.11.4~: 金城 ヤマドリの肉 H25.1.23~: 金城	
その他	茶 H23.8.30~H24.5.28解除: 桐生市	
千葉県		出荷制限
農産物	原木シイタケ(露地栽培) H23.8.2~H23.8.25~部解禁: 金城(奥の定める出荷: 排査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2~H23.12.5~部解禁: 金城(奥の定める出荷: 排査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2~: 金城	
水産物	ギンブナ H24.7.19~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉 H24.11.5~H25.1.16~一部解禁: 金城(奥の定める出荷: 排査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶 H23.7.2~H24.5.21解除: 大里白里町 H23.7.2~H24.5.21解除: 江南市 H23.8.2~H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2~H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他	茶 H23.8.2~H2.29解除: 南足柄市 H23.2.23~H2.29解除: 松田町、山北町 H23.8.2~H2.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23~H2.26解除: 相模原市 H23.8.27~H2.26解除: 中郡市 H23.8.2~H2.11解除: 小田原市 H23.8.2~H2.11.10解除: 真鶴町 H23.8.2~H24.10.19解除: 清瀬原町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉 H24.11.5~: 金城(佐渡市及び栗原市を除く。)	
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.10.26~: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.8.30~: 鹿児原町、御代田町 H24.10.1~: 小諸市、南佐久町 H24.10.1~: 長野市	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.11.5~: 御殿場市、小山町	

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成25年3月15日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
野菜		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
原本しいたけ(露地)		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～: 館館村
		H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～: 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象